

令和3年度宮城県高齢者権利擁護推進委員会会議録（要旨）

1 日 時 令和4年2月15日（火）午後3時から午後4時30分まで

2 場 所 県庁行政庁舎7階 保健福祉部会議室

3 出席委員（敬称略）

江藤 美智子	特定非営利活動法人宮城県ケアマネジャー協会石巻支部役員
小野 久恵	宮城県老人福祉施設協議会 理事
小幡 佳緒里	仙台弁護士会 弁護士
小湊 純一（副委員長）	一般社団法人宮城県社会福祉士会 副会長
鈴木 郁子	公益社団法人宮城県看護協会 看護師Ⅱ職能理事
清野 澄子	特定非営利活動法人宮城福祉オンブズネット「エール」理事
千葉 由美	公益社団法人認知症の人と家族の会宮城県支部世話人
土井 勝幸（委員長）	宮城県老人保健施設連絡協議会 理事

4 公開の可否 公開

5 傍聴者 0名

6 開会

（事務局）

本日の出席は名簿の配布をもって紹介に代えさせていただく。

なお、宮城県老人福祉施設協議会の小野久恵委員は宇田川佳浩委員の後任、公益社団法人宮城県看護協会の鈴木郁子委員は稲見美和子委員の後任、仙台法務局人権擁護部第二課の菅原俊弘委員は佐藤義治委員の後任となるので紹介させていただく。

7 Web会議システムの活用について

（事務局）

（資料1に基づき説明）

8 会議の成立及び会議録の公表について

（事務局）

本委員会は9名の委員で構成され、本日は、8名の委員に出席をいただいていることから、高齢者権利擁護推進委員会条例第4条第2項の規定により会議として成立していることを報告する。

次に、この会議は情報公開条例に基づき公開となり、会議録は公表されることになるので了承願いたい。

議事の進行については、高齢者権利擁護推進委員会条例第4条第1項の規定により、土井委員長を議長として会議を進行する。

9 報告

（土井委員長）

事務局へのお願いとして、本日はWebシステムを利用した会議での開催となることから、時々音声途切れる可能性があるので、その点を留意した上で説明願いたい。

なお、意見交換ができるよう十分に時間を確保していることから、質疑応答のほかに各団体における権利擁護に関する取組や今後の計画等についても発言願いたい。

次第の「3 報告」の（1）から（4）について事務局から一括して説明願いたい。

（事務局）

（資料2に基づき説明）

（土井委員長）

ただ今の説明に関して、ご意見やご質問等がある場合は挙手の上で発言願いたい。

10 議事

（土井委員長）

特に、意見等がないようなので、次に、次第の4「議題」の「令和4年度事業計画案」について、事務局から説明願いたい。

（事務局）

（資料3に基づき説明）

（土井委員長）

ただいまの事務局の説明に関連して、ご意見やご質問等がある場合は挙手の上で発言願いたい。

コロナ禍において、様々な事業が停滞している可能性が高いと思うがそのような事業はあるのか。また、事業が予定どおり進まない可能性が高いことを前提として、何か課題があるとした場合、どのように補おうとしているのか。例えば、定例会議、情報・意見交換会、職員の派遣などいずれも現状では実施が厳しい状況にあると思うが、事務局において代替策などを行っているのであれば伺いたい。

（事務局）

司法職など専門職団体等との定例会議を予定していたが、コロナの関係で参集することが困難となったため、代替策としてオンラインにより会議を開催した。その他の事業については、計画どおり実施している。

（土井委員長）

参集して対面により会議を開催することは出来なかったが、その他の事業は計画どおり実施したとのことであるので承知した。

（小湊副委員長）

今年度と来年度の事業を含めて伺いたい。県の担当者である赤間さんとして、現場の方々が集まった場所で様々な意見を伺った際にどのような意見を持たれたのか伺いたい。担当者として、現場にいる方々の様子を見てどのように感じたり見られたのか、客観的に見た様子などを教えていただ

きたい。

(事務局)

私が権利擁護の業務を担当して3年目になるが、市町村における権利擁護支援の必要性や体制に関する理解、それらの必要性について3年前よりも認識が確実に高まっていると感じている。その一方で、市町村担当職員の人事異動や専門職との連携不足などにより、二歩三歩進んだとしても進捗が後退したり停滞していることも感じている。

(小湊副委員長)

3年前と比較して市町村の進捗が二歩三歩進んでいるとはどのようなところで感じているのか伺いたい。

(事務局)

2年前や3年前は、市町村においてなぜこの権利擁護支援が必要なのか、また、なぜこの体制整備をしなければならないのか、必要性を自分の町では全く感じないという声が多く聞かれた。その一方で、今年度は必要性を十分に感じているが市町村における人員が足りなかったり、財源がないために進捗が遅れているという意見も多く聞いている。このような状況から、2年前や3年前より進捗していると感じている。

(小湊副委員長)

我々が活動を行っている中においては、変化をあまり実感できないことから客観的に見た感想としてどうなのかを伺ったところである。いまの説明を聞いて、我々が手間暇をかけた努力が多少なりとも成果として出ているのではないかと感じた。

市町村において中核機関を新たに設置したり、市町村における成年後見制度の取組を後方から支えるに当たり、土台となる仕組みなどがあるのか心配している。これから高齢者が増加するに連れて権利侵害が発生する可能性が高くなる状況において、市町村職員数の増加がなく、関係事業のみが増加している状況において十分な対応が可能なのか社会福祉士会として心配している。こうした状況を踏まえて、中核機関を設置する際にサポートする体制など県における市町村への支援体制がどのようなになっているのか教えていただきたい。

(事務局)

先ほど説明したとおり、市町村においては権利擁護の必要性を十分認識しているが、例えば、制度の内容を十分に理解できていなかったり、司法職など専門職との繋がりが十分でなく相談先が分からないという現状も把握している。このことから、県としては今年度からアドバイザーとして専門職を市町村に派遣する事業を実施し、市町村における検討会などにおける支援などを行っている。また、制度や仕組みを十分に理解できていない職員等もいることから、引き続き研修会を開催し、十分に制度が理解されるよう取組を進めていきたいと考えている。

(小湊副委員長)

取組の推進についてよろしく願います。社会福祉士会としては、地域包括支援という立場から

地域包括支援センターを支援するため、総合相談に対応できる社会福祉士の養成を行い、地域包括支援センターに対して社会福祉士の後方支援を行っている。コロナという理由で、何かを後回しにしたり、何かを縮小させることが多かった。コロナ禍だからこそ閉塞的なことが増加すると権利侵害が発生する危険性が高まるので、各市町村の担当や地域包括支援センターの担当において普段よりも気を付けて対応するよう県において市町村を指導すべきであると考えている。社会福祉士会としてもできる限り協力していきたいと考えている。権利擁護の活動を続けて20年以上経過するが、権利侵害が減るどころかコロナ禍による疲労などにより増加傾向にある。このような時だからこそコロナを理由に対応を縮小するのではなく、むしろ対応を拡大すべきであると提言すべきであり、社会福祉士会としても可能な限り対応したいと考えている。

(千葉委員)

私は今年の4月に75歳の後期高齢者になり、一人暮らしをしていることから市民後見人制度にとっても興味関心がある。成年後見制度に関する研修に参加される方の職業や経歴を簡単に教えていただきたい。

(事務局)

受講者の傾向としては、現役を退職され何か地域の役に立ちたいと思われて研修に参加される方が非常に多いと聞いている。

(千葉委員)

専門的な職業の方が受講していると思っていた。一般の方が受講するにはハードルが高過ぎると思うがどうか。

(事務局)

研修は1年に渡って実施しており、受講後も引き続きフォローアップ研修を実施している。仕事に勤めている方については、受講後に活動することになると活動の時間が限られてしまうと思われる。

(千葉委員)

受講したとしても、徐々に活動を中止する方もいると思う。

(小幡委員)

参考資料1の高齢者虐待に関する調査結果のうち、5ページの(4)市町村による虐待事実の確認調査結果の表15の3番目に「虐待の判断に至らなかった事例」にかなりの件数が記載されているが、他の項目を見ると「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例」と「虐待ではないと判断した事例」もあるが、この「虐待の判断に至らなかった事例」とは具体的にどのような事例なのか。証拠があったり、そのようなことがないから虐待の判断ができなかったのであれば、本来支援が必要であった方が支援から抜け落ちてしまう可能性があるので、虐待の判断に至らなかった事例として具体的にどういうものを指しているのか教えていただきたい。

(事務局)

虐待の判断に至らなかった事例については、具体的な状況を把握していないことから、状況を確認した上で、後日、委員の皆様へ回答したい。

(小湊副委員長)

小幡委員の質問に関連して、この調査では判断に至らなかった状況を把握する内容になっていないと認識しているが、県において改めて具体的な内容を調査するのか。

(事務局)

調査票において、具体的な状況を記入する欄があるのか、項目によっては自由記載の場合もあるので、この点も含めて確認したい。

(小湊副委員長)

虐待に関連する業務を担当している者として、初動のための受理会議が明確に行われてないことが分かった。例えば、包括支援センターに虐待の通報があった際に、地域包括支援センターにおいて直ぐに現場に行き、当該センターの職員が個人的に虐待であると判断し、その後、コアメンバー会議等で十分に検討されている事例はまだ少数であると認識している。組織的にコアメンバー会議自体が完全に設置されていない場合や、会議を設置していたとしても組織的に判断できていない状況となっている。この状況は市町村によって様々であり、特に県内で一番大きい市町村においても取組がこれからという状況である。県が市町村に対して、包括支援センター職員、介護保険担当部局職員及び老人福祉法に基づく権限を持っている職員の3職種がコアメンバー会議の必須メンバーとして、受理会議から関わっていく必要があることを徹底するだけでも全く違うと思う。市町村として虐待と判断するかどうかを関係者が集まって判断する体制がバラバラであることを把握しているので、宮城県に住んでいる限りはどの市町村に住んだとしても十分な対応が受けられるよう県から指導すべきである。平成15年頃に「やむを得ない措置の措置控えがあった際の県からの通達」を発出しているため、虐待の通報を受けた時のコアメンバー会議の概要について県から改めて通知することにより現場で対応しやすくなると思う。また、さらに避けるべきものとして、虐待の判断をする際に、専門の職員が不在のところでは事務職のみで判断することである。先日の事例では、ある担当者が、「お金を取られているだけで殴られていないから虐待ではない」と単純に判断したケースがあった。このような判断を行うと、住民としては大変な不利益を被ってしまう場合がある。初動段階で判断できない場合は、社会福祉士会と弁護士会で設置している高齢者虐待対応の専門職チームなどを呼んでアドバイスを受けることが当たり前になることで、担当職員が異動になったとしても専門職チームは変わらないことから継続した対応が可能になると考えている。以上のことから、日本全国どこにおいても同様の初動の体制になれば良いと思っているので、対応について検討願いたい。

(土井委員長)

大変重要なお発言・ご提言であると思う。例年、この会議に参加しているが、市町村の対応にばらつきがあることについて、毎年指摘をいただいていることから、県としても市町村の対応が平準化するよう対応願いたい。

(小野委員)

私は養護老人ホームひばり園で施設長を務めている。冒頭の説明において、権利擁護に対する認識が大変高まり、3年前と比較して対応が良くなっているのではないかという説明があった。個人的な感覚的としての意見としては、例えば、虐待により養護老人ホームに緊急で措置されてくるケースは以前よりも格段に減っている。コロナ禍もあって、こうした対応がストップしているのではないかと感じている。ポツポツと避難されてくる方はいるが、事例を確認すると必ず警察が関わっており、警察が関わらない段階での虐待は、避難させたり擁護する段階に至っていないのではないかと感じている。

(事務局)

全国の高齢者虐待の調査結果においても、令和2年度における虐待件数は減っている。その理由としては、やはり家庭への目が入りにくくなったためや、コロナによって施設が閉鎖的なり、面会制限などによってなかなか外部の目が入りづらくなったことにより、虐待があるにもかかわらず、なかなか見えないというところもある。その一方で、市町村において施設に立ち入りする際に、感染予防をしっかりと行って立ち入りしたり、一般の家庭に伺う際も、「マスクを渡しに行きた」と言って家庭に立ち入りやすくすることにより虐待の調査に来たことを認識されずに訪問するなど、市町村において工夫していると聞いている。

(小湊副委員長)

今の説明に関して、小野委員の発言の趣旨は、養護老人ホームへの措置が減ったのではないかというものであり、施設内の虐待の話ではないと思う。措置自体が市町村の10割負担となり、措置をする予算がないために措置が減っているのではないか。特別養護老人ホームであれば介護保険で利用できるが、養護老人ホームは市町村が10割を負担することになる。市町村においてこの予算を十分に確保していないため、本来、保護を必要とする人が保護に至っていないのではないか。保護に至る場合は警察が関わるような重篤な場合で、それ以外は措置控えになっているのではないかという趣旨の質問であると思う。

(小野委員)

小湊委員の発言のとおりである。権利擁護については以前よりも世間一般に周知されており、権利擁護の中には身体的な虐待だけではなく経済的な虐待、ネグレクトなどもある。虐待を受けた方を受け入れる立場としては、特にネグレクトに関する虐待について市町村の介入が少ないと感じている。以前は虐待を受けたとして夫婦が逃げてきたりする事例が今よりも頻繁にあったが、最近はこうした事例が格段に減っている。こうした事案について、他の場所で保護されているのであれば問題はないと思っている。

(土井委員長)

令和4年度事業計画(案)の「1 高齢者虐待相談・援助窓口に関する事業(高齢者虐待対策機能強化事業)」を実施する上で質の問題にも繋がってくるので、今の意見を踏まえた上で事業に反映願いたい。

(事務局)

市町村の対応にばらつきの問題はあるが、実際に虐待を把握した時の措置や、その対応の方法について市町村の意識が高まるよう事業を推進していきたい。

(土井委員長)

この事業計画を承認する場合は挙手願いたい。

(委員全員挙手)

(土井委員長)

令和4年度事業計画については承認する。

議事は以上となるが、予定していた終了時間まで余裕があることから、関連するご質問・ご意見等があれば発言願いたい。

(江藤委員)

昨年度の法改正により、各事業所における高齢者虐待の防止に関する取組が盛り込まれた。ケアマネジャー協会の各支部においても、権利擁護を意識した研修会を開催している。個人的な意見であるが、私達は普段から権利擁護の視点に立って高齢者支援に取り組んでいるが、権利擁護についてさらに理解が深まる機会があればよいと思っている。高齢者虐待は特別な場面で起きていることではないと考えている。普段の支援の在り方にも繋がるので、今後もこのことを意識しながら高齢者支援を行っている事業所の方々と取り組んでいきたい。今後は、市町村の担当者と可能な限り同じ視点で対応できるよう、研修会や勉強会を共同で実施することを考えている。

(鈴木委員)

私は、宮城県看護協会職能理事看護師2領域で高齢者施設や訪問看護を担当しており、「介護老人保健施設なとり」において看護師として勤務している。看護協会の立場としての意見としては、高齢者虐待については協会として様々な活動しているわけではないので、これまでの活動内容を改めて確認した上で、取り組んでいきたいと考える。個人的には、一昨年前からこの施設で勤務しているが、施設としては高齢者虐待について十分に取り組んでいると感じている。施設内に地域包括支援センターが併設されており、また、当施設では虐待による保護や措置入所として受け入れることがあることから、センター所長から職員の苦労を日々認識するような状況を報告されている。このことから、先ほど説明があった事業計画の相談・援助窓口の設置については納得したところである。介護現場では利用者が高齢者であり皮膚が脆弱化しているため、血腫が見られることがある。症状があった理由としては介護の際の衝撃により出来たものであると報告されるが、本当に虐待ではなかったのか疑問に思うことがある。今後も、皆さんからの情報などを得ながら介護の現場において高齢者の権利擁護に取り組んでいきたい。

(清野委員)

令和4年度事業計画(案)に記載されているとおり、所属団体である「エール」では、高齢者虐

待相談・援助窓口業務を県から受託しているなど、様々な研修会や相談を受け付けている。相談される内容の中には、このような内容で通報して良いのかといった相談もある。こうした相談は本来、市町村に相談すべき内容であることから、市町村における対応にばらつきがないよう、県から市町村に対して指導・助言をお願いしたい。「エール」としては、事業者と当事者の支援を行っていることから、働いている人達を守る活動も行っている。こうした活動を行う際に、市町村や県における対応に温度差が生じないように、法律の専門家が多く所属している「エール」を活用していただきたい。また、研修会なども実施しており、自分自身も担当者の一人として対応しているが、虐待における身体拘束の感覚、職員やスタッフの感覚が若干違うと感じている。現在は、IT社会ということもあり、24時間監視されている高齢者もいるが、このような対応で問題ではないのか疑問である。このような対応を行うことで人の暮らしが成り立つのか、権利とは何なのかをもう一度足元に返って毎月の会議で悩んでいる。

本日の会議で、委員の皆さんから意見があったように、同じ土俵において利用者である住民の方たちの権利が守れるようになれば良いと考えている。今後も何かあれば「エール」を活用していただきたい。

(土井委員長)

私は宮城県老人保健施設連絡協議会の理事の立場で参加しているが、良くも悪くも現在のコロナ禍において、オンラインで学習できる環境を各団体で整えている。コンテンツさえあれば教材を掲載することで会員の方が自由に学習できる機会が増える。機会があれば県の主導により各団体が持っているコンテンツを共有できるような環境整備を行ってほしい。

(千葉委員)

認知症の人と家族の会から一つの事例を紹介したい。先日の1月12日に、2チャンネルのハートネットにおいて、「いずみの森診療所」の山崎先生によるコロナへの取組についてドキュメントが放送された。その中において、山崎先生は本当に熱心に、完璧なコロナ対策を施しながら介護をしていたが、ある時、手をブルブルと舐めて壁など様々な所をベタベタ触る患者に会い、その患者を拘束すべきかどうか職員と検討していた。様々な意見が出た中で、山崎先生は病院のトップとして最終的な決断をする際に、自分は拘束をしない介護をしたいという大きな目的を持って病院を開業したのに、コロナの影響で拘束をしなければならないことに大変悩んでいた。最終的には拘束をしなくても良くなった。その理由としては、働いている職員の方々が先生に対して「もう少し頑張ろう」、「もうちょっと様子を見よう」といった発言があったことによるものである。清野委員の発言にもあったように、心の問題であり、考え方の問題、統一された考えが施設職員の中にあつたのではないかと思った。この結論が良かったのかは自分が判断するものではないが、皆さんにももう一度考えていただきたいと思ったので紹介させていただいた。

(土井委員長)

非常に貴重な発言をいただいたことに感謝する。

(小湊副委員長)

先ほど事務局から説明があつたとおり、成年後見人の方々が活躍する場面が沢山でてくると考え

ている。例えば、親戚も少なく、親戚がいたとしても関わってもらうことができず、判断能力が低下して契約を行うことが難しい状況の人が増えていく現状において、社会福祉士会に裁判所から依頼がある内容としては、困難を抱えているケースの後見人が多くなっている。専門職後見人としての役割もだいぶ大きくなっており、必要とする件数も増えている。後見人養成の取組が進み始めた富谷市と仙台市を合わせても僅かな人数しかいない中で、宮城県全体において専門職後見人や市民後見人が必要になっていくことや、仙台弁護士会において障害者の後見人が何人いるのか、また、司法書士会や社会福祉士会においてどれだけ関わっているのか、今後の必要数の見通しは立っているのか。社会福祉士会では、後見人の基礎研修を3段階に分けて受講し、その後に後見人の養成講座を受講することになるが、受講者が増えたとしても例年10人程度である。その一方で高齢者の人口は増えていく中において、県内全域の見通しを立てて対応しているのか疑問である。社会福祉士会としては、裁判所の依頼に対応しきれない状況となっている。成年後見制度における中核機関は後見人の支援という難しい役割がある。その役割をどのように対応するのか、県としてどのようなイメージを持っているのか、今後の見込みも含めて考えを教えてください。

(事務局)

家庭裁判所や三士会との定例会議を開催しており、その会議において各団体の状況や各市町村の状況、県としての方向性など全体的にどのように進めていくことについても一緒に考えていただいている。市民後見人については、今年度から新たに富谷市で養成を始めたところである。

(土井委員長)

各委員の意見を踏まえた上で、事業計画にしっかりと反映してほしい。

11 閉会

(事務局)

本日、委員の皆様からいただいたご意見ご提案を踏まえて、来年度も取り組みを進めていきたいと考えている。これをもって、令和3年度宮城県高齢者権利擁護推進委員会を終了する。